

後期高齢者医療に関する事務に係る 「特定個人情報保護評価書(全項目評価書)(案)」についての パブリック・コメント(市民意見募集)の実施結果

1 意見募集の趣旨

福岡市の後期高齢者医療に関する事務について、平成27年11月に、「後期高齢者医療に関する事務 全項目評価書」(以下「現行評価書」という。)を公表(平成28年7月に再公表)したところですが、このたび、現行評価書に重要な変更を加えることとなったため、重要な変更を加える前に、評価書案を作成の上、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言するとともに、後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報保護のための措置の内容を公表して、市民の意見を募集しました。

(重要な変更を加える理由)

今回の変更は、特定個人情報の入手元の追加に伴うもので、福岡市の住民基本台帳登録外の被保険者等に係る特定個人情報を入手する際に、その入手元として、地方公共団体情報システム機構を新たに追加するものです。特定個人情報の入手元の変更は、「特定個人情報保護評価指針」において、「重要な変更」とされており、特定個人情報保護評価を再実施する必要があります。

○地方公共団体情報システム機構からの特定個人情報の入手は、住民基本台帳ネットワークシステムを介して行います。

○住民基本台帳ネットワークシステムの利用は、福岡市の住民基本台帳登録外の被保険者等に係る特定個人情報を入手する目的に限定しています。

2 意見募集期間

平成28年11月24日(木曜日)～平成28年12月23日(金曜日) 必着

3 実施方法

(1) 評価書案の公表方法

各区役所市民相談室、早良区入部出張所、西区西部出張所、情報プラザ、総務企画局行政部情報公開室、保健福祉局総務部医療年金課において、評価書案の閲覧及び配布を行うとともに、福岡市ホームページに掲載しました。

(2) 意見提出の方法

保健福祉局総務部医療年金課へFAX、郵送又は電子メールでご提出いただくほか、各区役所市民相談室等に直接ご持参いただく方法により、意見書(住所及び氏名明記)を受け付けました。

4 意見の提出状況等

(1) 意見提出件数 1通

(2) 意見件数 2件

(3) 意見の内容

①特定個人情報ファイルの取扱いの委託について(1件)

②その他(1件)

番号法に基づく「後期高齢者医療に関する事務に係る特定個人情報保護評価書(全項目評価書)(案)」に対するパブリック・コメント結果について

市民意見総数(1通/2件)

No	種別	該当箇所	意見の内容(原案ベース)	意見に対する対応	意見に対する考え方
1	その他	—	国民健康保険の都道府県化や個人番号制度導入に伴い、後期高齢者医療に関する事務を担っていた広域連合は歴史的役割を終えている。	原案どおり	後期高齢者医療は、国民健康保険とは別の独立した公的医療保険制度であり、また、個人番号制度は、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するために導入されたものであり、現行制度で対応してまいります。
2	リスク管理	P19・20	特定個人情報ファイルの取扱いの委託についで、国民健康保険に関する事務における委託先と一部重複しており、情報の集積という点でとらえると中途半端である。危機管理上の情報の分散にもなっており、かえって有害である。	原案どおり	特定個人情報ファイルの取扱いの委託につきましては、福岡市情報セキュリティポリシー等に基づく個人情報等の適正な取扱いに係る特記事項を遵守する旨を契約書に明記し、受託者において、秘密を保持するとともに、安全性確保の措置等を講じることとしておりますので、危機管理上、問題はないものと考えています。